

大阪国税局からのお知らせ

税務署の内部事務のセンター化

内部事務の効率化を目的として、複数の税務署の内部事務（※）を集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を下記の表のとおり設置しています。
※ 内部事務とは、基本的に税務署の職員が税務署の内部で行う事務（例えば、申告書の入力処理、納税者の皆様へのお尋ね文書の発送など、納税者や税理士の皆様との対面を伴わない事務）をいいます。

《センターの名称等》

センター名称	郵送先	対象署
大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	大阪福島税務署・西淀川税務署・ 東淀川税務署・大淀税務署
大阪国税局業務センター 神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税關ポートアイランド出張所内	灘税務署・兵庫税務署・長田税務署・ 須磨税務署・神戸税務署
大阪国税局業務センター 北分室	〒530-8515 大阪市北区南局町7番13号 北税務署内	浪速税務署・東成税務署・北税務署

【ご留意いただきたい事項】

- 申告書や申請書・届出書等の書類を対象署へ郵送等により提出する場合は、上記の表に対応するセンターの所在地へ送付いただきますようお願いします。
なお、申告書等を電子申告（e-Tax）により送信される場合は、従来どおり、所轄税務署へ送信願います。
※1 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。
※2 所轄税務署の窓口及び時間外受取箱へ提出することも可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。
- 郵送等により提出された申告書や申請書・届出書等の控えについて、税務署名の表示に替えて、センターの名称を表示した収受日付印を押なします。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
※1 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付してください。
※2 面接による相談を希望される場合は、来署される前に所轄税務署に相談日時を予約していただきますようお願いいたします。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の送付依頼は、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 内部事務を処理するため、所轄の納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただく場合があります。
なお、センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。
- 大阪福島税務署・西淀川税務署及び大淀税務署へ提出された書類（申告書や申請書・届出書等）は、原則として、「大阪国税局業務センター」へ移送の上、保管します。
このため、大阪福島税務署・西淀川税務署及び大淀税務署へ提出された書類の内容確認等を行う場合には、お時間をいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

内部事務の集中化

中心署	対象署
加古川税務署	三木税務署

【ご留意いただきたい事項】

- 紳税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄の税務署で行います。
- 内部事務を処理するため、三木税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、加古川税務署から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

2021.7

税務署の内部事務のセンター化（行政指導等の一部の集約処理）

大阪国税局管内全署の行政指導等の一部を集約処理するセンターを下記の表のとおり設置しています。

《センターの名称等》

センター名称	電話番号	
	ナビダイヤル	I P電話・P H S
大阪国税局業務センター 大阪福島分室	0570-074-331 0570-074-131	06-6448-1306 06-6448-1309
大阪国税局業務センター 西淀川分室	0570-073-131	06-6476-4818
大阪国税局業務センター 南分室	0570-073-331	06-6768-1140
大阪国税局業務センター 長田分室	0570-073-003	078-691-7890

※ 「ナビダイヤル」は全国一律料金でご利用いただけます（携帯電話でご利用の場合は、通常の通話料金となります。また、I P電話ではご利用いただけない場合があります。）。

なお、大阪国税局業務センター北分室においては、表面の対象署の内部事務のほか、行政指導等の一部も集約処理しています（専用電話番号は下記の表のとおり）。

センター名称	電話番号	
	ナビダイヤル	I P電話・P H S
大阪国税局業務センター 北分室	設定なし	06-6131-0363 06-6131-0364

《主な事務の内容》

- 照会文書等の発送

上記の表のセンターから発送する主な文書は下記の表のとおりです。

区分	文書名等
資料情報事務	<ul style="list-style-type: none"> 国外財産調査の提出義務の確認について 支払調査等のe-Tax等による提出について
個人課税事務	<ul style="list-style-type: none"> 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について 消費税課税事業者届出書の提出について 財産債務調査の提出義務の確認について 各種説明会等の案内文書
資産課税事務	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡所得の申告についてのお尋ね 贈与税の申告についてのお尋ね 相続税の申告についてのお尋ね 相続税の申告手続の周知文
法人課税事務	無申告法人等に対する文書
間接諸税事務	収入印紙の貼付状況に係るお尋ね文書

- 電話照会

申告書等の提出状況について確認させていただきたい場合や上記文書に対して回答期限までにご回答をいただけなかった場合には、上記の表のセンターから、電話による問合せをさせていただくことがあります。

【ご留意いただきたい事項】

センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

2021.7

税金の納付は

簡単・便利な

ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：イータ君



e-TAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE

これまでには…

- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…

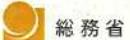
**AFTER**

これからは

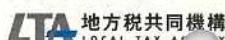
- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくていい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！



国税庁



総務省

地方税共同機構
LOCAL TAX AUTHORITY

具体的な手続は裏面へ



ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- (初めての方は) e-Taxの利用開始手続からスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀詳細はこちら

*利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

*法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納付対応金融機関

- (初めての方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続スタート！
- 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀詳細はこちら

*地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PC deskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。

ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する

- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

*ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
*納付日を指定される方は指定した日の午前中に振替が行われます。

- 4 納付状況を確認する

*「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
(Web-Tax-TV)



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.go.jp/>

地方税の場合は

- 1 PCdesk (DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。

- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する

- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

*ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
*納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

- 4 納付状況を確認する

*納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル



手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

氏名（法人名及び代表者氏名）

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒) 電話 ()	(金融機関名お届け印)
(申告納税地)		
氏名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ) 印影が不鮮明な場合は、 こちらにも押印してください。	
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (印影上記行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

2 振替日時：納付情報送付日時

3 利用開始日：ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)
1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録 5 その他
3 重複入力

人 力 訂 正 人 力 送 付 登 錄

金融機関番号

整理番号

金 融 機 関 整 理 欄

(不備返却事由)
A 印鑑押違 F 住所相違
B 印鑑不鮮明 G 支店名相違
C 口座番号相違 H その他
D 口座該当なし E 名義人相違
(備考)

受 付 印 印 鑑 照 合 檢 印

(口座識別番号)
(認証番号)

国税の簡単・便利な キャッシュレス納付！

国税ではダイレクト納付以外にも便利なキャッシュレス納付をご用意しています。

振替納税 | 振替納税の申込することで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

インターネットバンキング等 | インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

パソコンやスマホから簡単に納付！

※利用可能な金融機関については、[ペイジー](https://www.pay-easy.jp/)でご確認ください。

クレジットカード納付 | インターネット上のクレジットカード支払い機能を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付を委託する方法です。

スマートアプリ納付 | スマホアプリを利用した新しい納付の手段です。

事前手続きは不要！

専用サイトはこちらから ► <https://kokuzel.noufu.jp/>

※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国との収入にはなりません。)

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス [検索] [QRコード]

利用開始の手順、利用可能時間、パソコンの接続環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問はe-Tax・作成コーナーヘルプデスク(TEL: 0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間 [電子納税の利用可能時間] 下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間 火曜日～金曜日(休日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
月・土・日・休日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時間により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付！

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス [検索] [QRコード]

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行なうシステムです。
利用開始の手順、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせしておりますので、ご覧ください。
ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

別添3

電子納税証明書(PDF)が とても便利です！



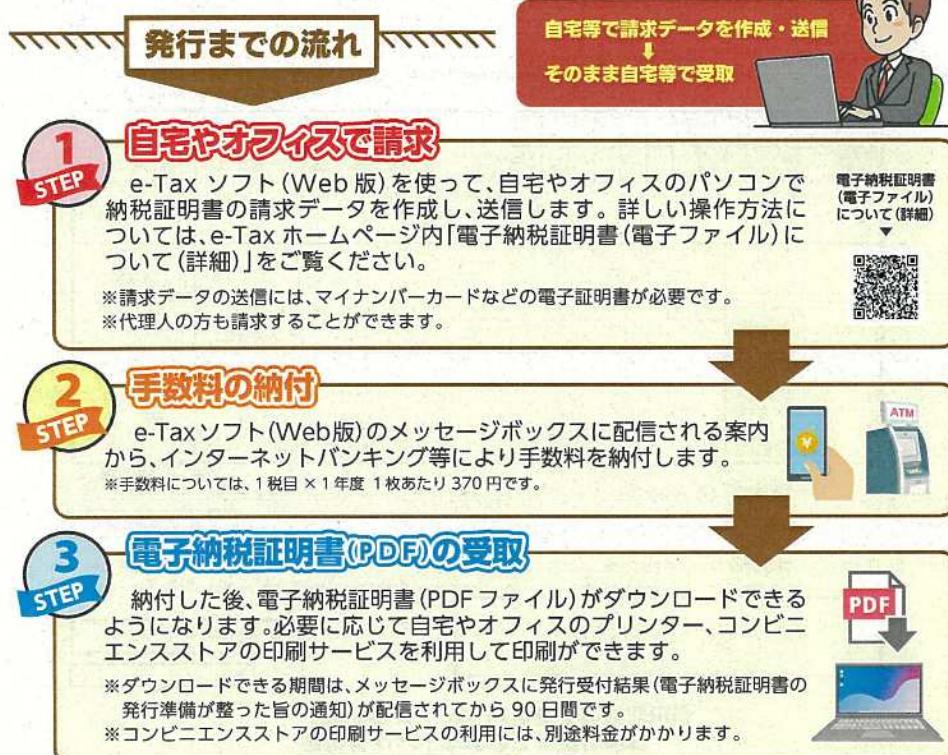
お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その 1 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その 2 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度も**お使いいただけます（※注）！

※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その 3 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！



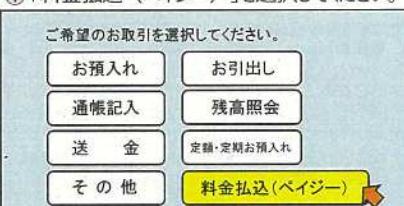
e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

ご存じですか？

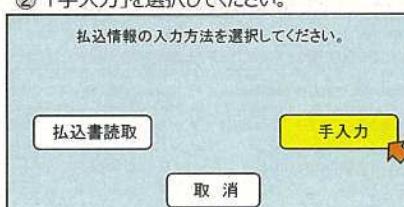
納税証明書 (電子申請分) の交付手数料は、
ATM (ペイジー) で納付できます！

[ATM画面イメージ]

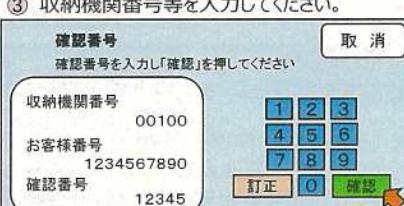
①「料金払込(ペイジー)」を選択してください。



②「手入力」を選択してください。

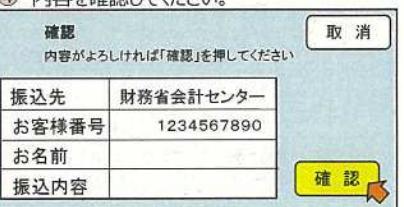


③ 収納機関番号等を入力してください。



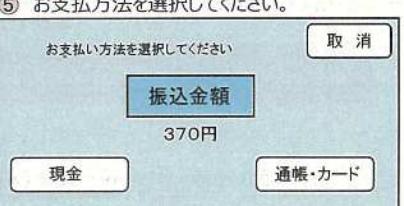
収納機関番号「00100」
(行政手数料の収納機関番号)
お客様番号「**納付番号**」
確認番号「**確認番号**」

④ 内容を確認してください。



（注）振込先は財務省会計センターです。

⑤ お支払方法を選択してください。



引き続きATM画面の案内に沿って操作してください。

（注）手数料の電子納付ができる期間は、納税証明書発行受付結果がメッセージボックスに格納された日から30日間です。



大阪国税局・税務署

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に!スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✓ メリット01 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✓ メリット02 手数料がオトク! (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✓ メリット03 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✓ メリット04 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度も**お使いいただけます!



簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ

① 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択

iPhoneの方はこちらからログイン
<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index2.html>

Androidの方はこちらからログイン
<https://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index3.html>

② 電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与



③ 電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が
格納されます。インターネットバンキング
で手数料納付後、納税証明書データ
をダウンロードできるようになります



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、
本人(法人の場合は代表者本人)のみ行なうことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

税 国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



.....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

① 自宅やオフィスで請求

- ▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- ▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

- ▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。
詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。



③ 手数料の納付

- ▶税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がオトクです。

1税目1年度1枚370円
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。
詳しい手續は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

消費税及び 地方消費税の 納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、10%です(注1)。

基準期間(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

(注1) 飲食料品(酒類を除ます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者になります。



期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 農林漁業 (飲食料品の販賣に係る事業) (第2種事業)	農林漁業 (飲食料品の販賣に係る事業) 建設業、製造業など (第3種事業)	飲食店業など (第4種事業)	金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)	不動産業 (第6種事業)
みなし仕入率	90%		80%	70%	60%	50%	40%
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡単なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和3年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要があります。

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】8:30～17:00(土日祝除く)



詳しくはこちら

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索

便利な
納付方法は
裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!



インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくはこちら→

■ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができるので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!



詳しくはこちら



詳しくはこちら

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードすることができます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で振替依頼書を提出する必要がありますが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できるようになりました。(注)個人の方に限ります。

詳しくはこちら

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納稅地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談



詳しくはこちら

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

※ 軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。

詳しくはこちら

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ 猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。
(注) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
(注) 通常 年 8.7% → 軽減後 年 0.9%（令和4年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合、それらの再調達価額等に相当する金額
- 紳士者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 紳士者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 紳士者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。
(注) 通常 年 8.7% → 軽減後 年 0.9%（令和4年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
- ▶ 提出は、便利なe-Taxをご利用ください！ スマホやタブレット※ 郵送でも可能です（様式は国税庁HPから入手可能）。でも申請できます！
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。



※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については税務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
税務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の詳細はこちら



阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません。）。

納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。



◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号
☎ 06-6772-1281 代



※ ご不明な点がありましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。

自宅からスマホで申告 してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで
源泉徴収票を
読み取りできます！

ご自宅で
確定申告期間は24時間
いつでも利用可能
※メンテナンス時間を除く

専用画面
スマホ専用画面で
見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に沿って
入力するだけ

添付書類不要

書類の記載内容を入力・
送信することで添付省略
※一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要
税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

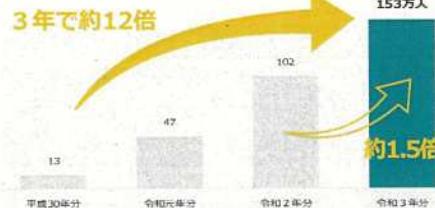
早期還付

還付金の振込みが早い
※2月末までに提出した場合に2~3週間程度で還付
(書面提出の場合は4~6週間程度で還付)

NEW 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！

- 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- マイナンバーカードの読み取回数が削減 ※

※過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合



全国で **153万人** が、
自宅からスマホを
使ってe-Taxで申告

詳しくは裏面をご覧ください!! ▶▶

税 大阪国税局・税務署

申告書の作成・送信は **自宅で** **国税庁ホームページから！**

STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

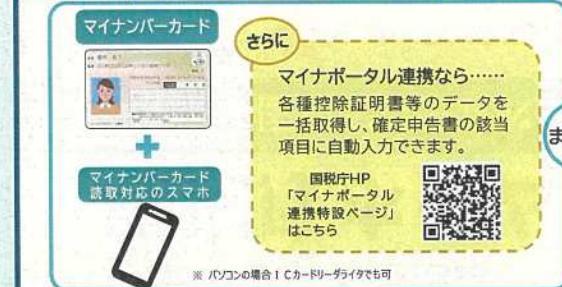


STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！

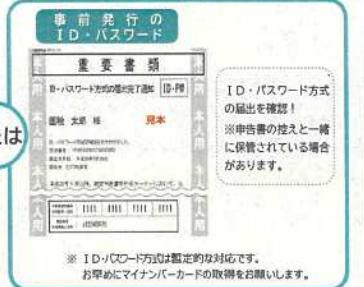


STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ マイナンバーカードをお持ちの方



ID・パスワードをお持ちの方



戸建て・マンションを購入された方へ

住宅ローン控除は自宅から簡単申告！

~ 24 時間対応[※]！入力は簡単！
e-Taxなら早期に還付されます！ ~
※一部の期間を除きます

購入した時にメモしておけば、確定申告の入力がスムーズにできるよ♪

準備するもの

- 給与所得の源泉徴収票（住宅に入居した年分のもの）
- マイナンバーカード
- マイナンバーカード対応のスマートフォン

★住宅取得資金に係る借入金の年未残高等証明書
★住宅（及び土地）の登記事項証明書
★住宅（及び土地）の売買契約書や工事請負契約書
★交付を受けた補助金等の額を証する書類

※ ★印の書類は提出が必要ですが、e-Taxであればイメージデータ（PDF形式）で送信が可能です。

【確定申告書の作成（入力）に向けた事前準備】

契約締結年月日 令和 [] 年 [] 月 [] 日	住宅に居住を始めた年月日 令和 [] 年 [] 月 [] 日 住民票を貰取った日を記入してください
住宅に関する事項	
取得対価の額（売買契約書などに記載されています） [] 円 消費税の記載がある場合、税込みの金額を記入してください。	取得対価の額（売買契約書などに記載されています） [] 円 ※住宅と土地の金額が分かれていない場合は、次の計算方法で算出してください。 住宅と土地の取扱額の合計額 - (消費税率の金額 ÷ 0.1) + 消費税の金額
消費税額及び地方消費税額の合計額（10%部分） (売買契約書などに記載されています) [] 円	1棟の土地の面積（小数点第2位まで） (登記事項証明書に記載されています) [] m ²
自己の専有部分の床面積（小数点第2位まで） (登記事項証明書に記載されています) [] m ²	※マンションの場合のみ 1棟の住宅の総床面積（小数点第2位まで） (登記事項証明書に記載されています) [] m ²
自己の持分 (登記事項証明書に記載されています) [] / []	※土地が共有所有の場合のみ 自己の持分 (登記事項証明書に記載されています) [] / []
住宅や土地の取得に関する補助金等	
(すまい給付金や地方公共団体などから交付されるもの)	
<input type="checkbox"/> なし	
<input type="checkbox"/> あり (□家屋 □土地等 □家屋及び土地等) 補助金等の額 [] 円	
※すまい給付金は、給付基礎額（区分割を算する前の金額）を記入。 給付基礎額が不明な場合は、給付額÷家屋の共有持分で計算した金額を記入。	
申告書と計算明細書の作成・送信は国税庁ホームページで！	
確定申告	

税 大阪国税局・税務署

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

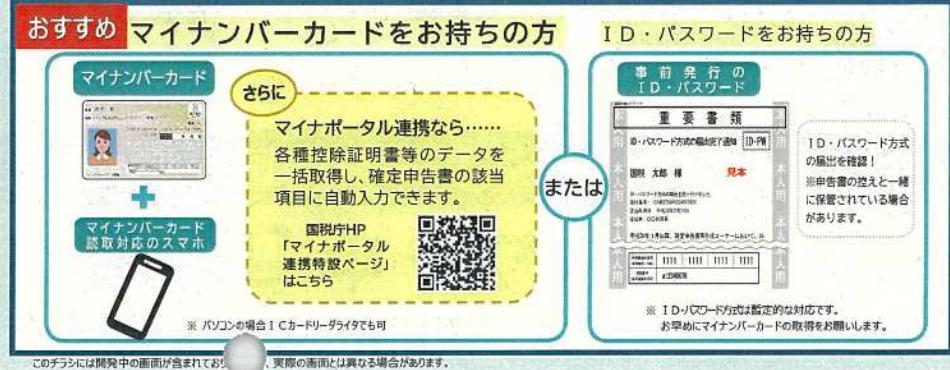
STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス



STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算！



STEP3. 申告書をデータ送信



～税務署からのお知らせ～

「国外財産調書制度」のあらまし

令和4年1月1日以後に国外財産調書を提出される方はこのあらましを活用してください。

制度の概要等

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」（注1）の方を除きます。）の方で、その年の12月31において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注1）「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

2 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとにを行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受け入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

（例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

- ・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
- ・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

3 相続開始日の属する年（相続開始年）の年分に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。この取扱いは、令和2年分以後の国外財産調書について適用されます。

◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注）国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等やFAQでご確認ください。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注）1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

2 マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保険・税番号制度（マイナンバー）について』（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。

◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

国外財産調書（合計表）の記載例

国外財産調書の提出に当たっては、別途、「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（調書）

（合計表）

令和××年1月31日分 国外財産調書	
所有者	東京都千代田区霞が関3-1-1 國税太郎
個人番号	00000000000000000000-XXXX-XXXX
国外財産の区分	現金
理 由	現金
用 途	現金
地 址	東京都千代田区霞が関3-1-1 國税太郎
上 地	現金
登録番号	00000000000000000000
登録年	平成30年
定期預金	現金
預 戸	現金
有価証券	現金
不動産	現金
支 手	現金
其 他	現金
合 計	現金
金額	5,450,800円
金額	15,780,000円
金額	877,339,44円
金額	3,300,000円
金額	3,000,000円
金額	4,908,419,44円
金額	0円

令和××年1月31日分 国外財産調書合計表	
所有者	東京都千代田区霞が関3-1-1 國税太郎
会社員	現金
会員登録番号	00000000000000000000
会員登録年	平成30年
会員登録区分	現金
会員登録理由	現金
会員登録用途	現金
会員登録地址	現金
会員登録上地	現金
会員登録登録番号	現金
会員登録登録年	現金
会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録理由	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録用途	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録地址	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録上地	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録番号	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録登録年	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録区分	現金
会員登録会員登録会員登録会員登録会員登録	

税理士の皆さまへ

相続税申告は e-Tax をご利用ください



ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「印鑑証明書」などの添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することができます。

- ▶ 添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。送信方法は次のとおりです。



送信方法	内 容	送信可能回数
① 同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を添付して、同時に送信する方法	1回
② 追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータ（PDF形式）を追加で送信する方法	10回まで 追加送信可能

※ 1回の送信当たり最大136ファイル、8.0MBのデータ容量を送信できます。「①同時送信方式」だけではデータ容量が不足する場合、「②追加送信方式」を行うことで、最大11回（8.0MB×11回（88.0MB））まで送信が可能です。

新着情報

令和4年4月1日以後のe-Tax申告については、①又は②の方法以外に光ディスク等に添付書類のイメージデータ（PDF形式）を保存して提出できるようになりました。

添付書類データをまとめて保存して提出できますので、是非ご活用ください。

※ 光ディスク等に保存するファイル数は1,000ファイル（1ファイル当たり50MBまで）まで可能です。
※ 提出に当たっては、e-Taxホームページに掲載している「e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。

【掲載場所】ホーム ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



留意事項はこちらから

ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告等はデータで管理できるため、文書管理の効率化が図られます。

- ▶ 送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データでの管理が可能となり、ペーパーレス化だけでなく、コスト削減（紙代・郵送料・交通費など）につながります。

ポイント3

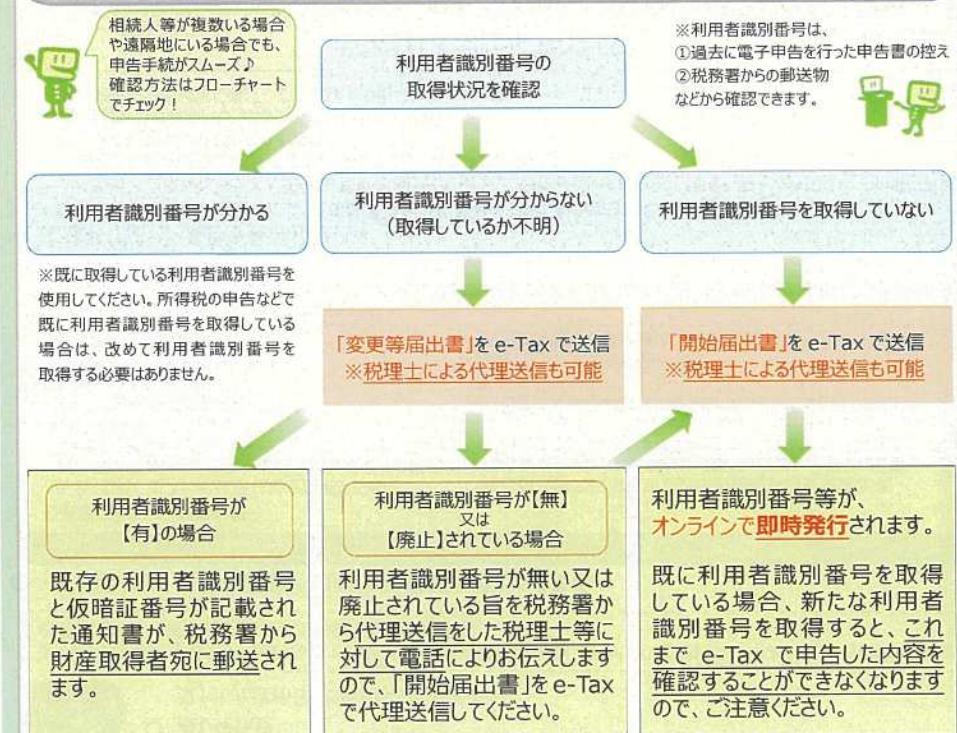
財産取得者の利用者識別番号のみで申告可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

- ・利用者識別番号の暗証番号
- ・電子証明書（マイナンバーカード等）
- ・本人確認書類

} が全て不要です。

※利用者識別番号は、
①過去に電子申告を行った申告書の控え
②税務署からの郵送物
などから確認できます。



参考情報

「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A」を国税庁ホームページに掲載しています！

【掲載場所】ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）
受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（休日日及び12月29日～1月3日を除く。）

Q&Aはごちら

令和4年6月

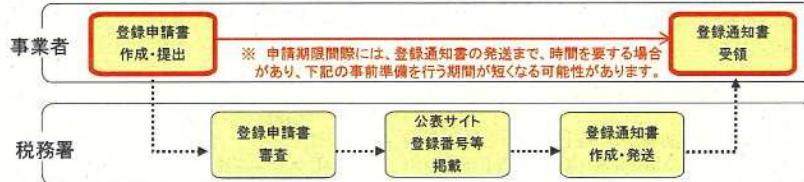


国税庁 法人番号 7000012050002

令和5年10月 インボイス制度が始まります！ ～事業のご準備のために、登録申請はお早めに～

登録申請手続フロー

- フロー図



事業者における事前準備

- スケジュールイメージ

<申請期限>

令和5.3月末

<制度開始>

令和5.10月

- 事前準備事項（例示）
- 取引先と取引条件の確認
 - インボイスにする帳票の検討
 - 経理・会計、販売管理等のシステム改修
 - 取引先と登録番号の情報共有
 - 従業員に対する制度研修

補助金の申請（予定）期限（令和4年7月末現在、各HPで公表されているもの）

IT導入補助金
(デジタル化基盤導入類型) 9次締切：8/22(月) 10次締切：9/5(月) 11次締切：9/20(火) 12次締切：10/3(月)

持続化補助金 第9回締切：9月20日(火) 第10回締切：12月上旬 第11回締切：令和5年2月下旬

※ 補助金の申請に当たっては、各要件がありますので、詳しくは各HPをご確認ください。

他の届出書フロー

- 課税事業者選択届出書・簡易課税制度選択届出書

「課税事業者選択届出書」、「簡易課税制度選択届出書」は原則、課税期間の前日までに提出する必要がありますが、令和11年9月30日を含む課税期間中まで下記、「…」内の特例が設けられています。

- ・「課税事業者選択届出書」の提出不要
- ・免税事業者が課税事業者となり簡易課税を選択する場合は、課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出

したがって、令和5年3月末までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合は、以下のとおりとなります。

【例 個人事業者や12月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合】



2022.8

重要 適格請求書発行事業者の皆様へ

- 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

- 1 ○ 適格請求書の交付
取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。
- 2 ○ 適格返還請求書の交付
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。
- 3 ○ 修正した適格請求書の交付
交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。
- 4 ○ 写しの保存
交付した適格請求書の写しを保存する。

国税庁適格請求書
発行事業者公表サイト



- 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 ^(※1) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 ^(※1)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 ^(※2) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※ 1 令和5年10月1日以降の手続となります。

※ 2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合

さらに詳しくお知りになりたい方へ

- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の各種情報をご覧ください。
- インボイス制度に関する一般的なご相談は「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」を受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

インボイス
制度特設サイト



「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。